

事務連絡
令和2年4月14日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

所管事業者等における出勤者7割削減を実現するための取組の
更なる推進について（依頼）

各都道府県観光所管部署におかれましては、日頃、観光行政に対し、ご理解・ご協力賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、最低7割、極力8割という接触削減の実現に向けた所管事業者及び関係団体等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進については、令和2年4月12日付事務連絡により、旅行業関係団体に対する要請をお願いしたところですが、今般、改めまして、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、7都府県における全ての事業者に対する出勤者7割削減の取組の要請に加え、7都府県以外の事業者に対しても、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいたくよう要請してほしいとの依頼がまいりました。

つきましては、出勤者7割削減の目標に向け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡等を踏まえ、7都府県以外の所管事業者等に対しても、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただく旨、貴都道府県登録の旅行業者等に対する要請方よろしくお願い申し上げます。